

中国電力・欠陥ダムのデータ捏造&隠蔽事件

善意の通報者を危険に晒す、「企業」と「国」の疑惑のタッグ：

スクープ
国土交通省は「内部告発者」をこうして裏切った！

ルポライター・明石昇二郎

（『週刊プレイボーイ』2008年7月7日号）

善意の告発者は
なぜ危険に晒されたのか

捏造ねつぞうされたのは、ダムに決壊の恐れがないかをチェックするための重要なデータだった――。

岡山県新庄村しんじょうそんにある中国電力・土用どようダムの「データ捏造&隠蔽」事件。2006年10月31日付『朝日新聞』（大阪本社版）の一面で大々的に報じられたこの事件は、他の電力会社でも同様の不祥事を隠していたことを次々と暴いていくきっかけともなった。

ダムは頑丈に造られているように見えるが、実は**絶えず変形している**。水の重みやダムの自重、そして地震などの力が日々、加わるからだ。この変形を甘く見ていると最悪の場合、ダムは決壊に至る。そのため、ダムの「たわみ」や「沈下」の度合いをミリ単位で測量し、異常がないかを監視することが河川法で義務付けられているのだが、中国電力は、この測量データをごまかしていた。

事件が明るみに出る発端となったのは「内部告発」だった。中国電力が長年にわたって隠蔽してきた違法行為を告発する文書とともに、社内で隠蔽工事を相談する生々しいやりとりが記録された証拠資料が、国土交通省と経済産業省、そして朝日新聞社に対して送

りつけられたのだ。その違法行為の隠蔽には中国電力の**山下隆**やましたたかし・現社長まで関与しており、一大スキャンダルの発覚は、世間を一時、騒然とさせた。発覚から1年後の2007年秋、監督官庁による処分や命令が出揃い、一件落着いたかと思っていた頃、筆者のもとに突然、中国電力の内部資料コピーが大量に送られてくる。

それは、「新たな内部告発」を告げるものだった。『朝日新聞』の報道以降、中国電力社内では執拗なまでの「内部告発者探し」が繰り返されたというのだ。検察官さながらの「取り調べ」を受けた社員の中には、体調を崩してしまった者までいるという。

公益のために通報を行なった労働者に対し、解雇などの不利益な扱いをすることを禁止する「公益通報者保護法」という法律がある。もし提供された情報が事実だとすれば、中国電力は何も反省などしていないばかりが、さらなる罪を犯していることになる。

筆者は、取材に着手した。

情報提供者のQ氏の元を訪れると、
*
のっけから驚かされる。

「中国電力では告発があった事実を、『朝日新聞』が取材で動き出すよりも先に知っていた。なぜなら、内部告発を受けた国交省が、その事実を中国電力側にリークしていたからなんです」

Q氏はその証拠として、『朝日新聞』のスクープ記事が出る1週間前の2006年10月23日の日付が入った中国電力の「社内メモ」を示した。

メモによれば、この日、国交省・中国地方整備局河川部の担当官2名が、広島市にある中国電力本社を訪れ、東京の国交省本省に10月16日、匿名の告発文書が届いたことを伝えた。

この際、国交省の担当官は、告発内容は内部の事情に相当詳しい者でなければ知れないものであり、添付され

ていた資料の中には、当時の会社上層部が対応を協議した際の「議事録」まであることを教えている。担当官はこうも言っていた。

「出席者は実名で記載されており、驚くような名前が登場している」

国交省の担当官は、その「驚くような名前」の中に、**山下隆・現社長**が入っていることまで教えてしまう。その上で担当官は中国電力に対し、事実確認をするよう申し入れていた。

匿名の告発者は保護されない¹³

この真偽を確かめるため筆者が国交省にメモを見せたところ、リークしたことをあつさり認めた。しかし、同省河川局の池田明人課長補佐は、何の問題も感じていないようだった。

「そもそも河川法は、公益通報者保護法の対象にはなっていないのですよ」

同法では「通報対象となる法律一覧」が定められている。電力会社を処分する根拠になった「河川法」はその中に入っておらず、従って今回のケースは公益通報者保護法が適用されない——というのである。ただ、池田課長補佐はこうもフォローした。

「告発があった当時、保護法はすでに施行されていたので、この件に関しては十分気を遣っておりますし、個人も特定できないように最大限の配慮をしております」

一方、同省河川局の高村裕平・流水管理室企画専門官は、実名で告発することこそが、公益通報者保護法で保護される上での大前提だ——と主張する。「実名で（内部告発が）来れば、その人とやり方を相談しながらできたんです。匿名では、果たして事実なのか、単なる誹謗中傷なのか、全然判断がつかない」（高村氏）

実名で告発してさえいれば、中国電力に対してリークすることもなかった

のだ——とでも言いたげである。しかし、匿名で告発することは責められるべきことなのだろうか？

それに、メモを見る限り、国交省が「最大限の配慮」をしたとは到底思えない。実際、国交省がリークしたことには何の問題もないのか。

そこで、公益通報者保護法を所管する内閣府国民生活局の近藤正堂・政策調査員にメモを見せ、見解を訊いた。「利益が相反する立場の当事者に、これだけ安易に情報が流れてしまうものなのか……。通報者が危険に晒されるのが当然、想像できるわけでしょう。『自分たちは誰が告発したのかわからない形で情報を出した』と言ったところで、これが端緒となって告発者が突きとめられてしまえば、結果は一緒ですよ」

——あまりに軽率ですよね、この対応は。

「それに、公益通報者保護法を云々する以前に、公務員として知り得た秘密を外に出すこと自体、**守秘義務違反（国家公務員法100条違反）**になると思います」

国交省の人間には、自らが公務員だという自覚がないのだろうか。

執拗な告発者探しに「第三者機関」も加担¹⁴

隠していたデータ捏造がバレてしまったことを受け、中国電力では在京の弁護士からなる「土用ダム測定値改ざん問題に関する第三者機関」を設置し、事件の検証を行なった。

その「検証結果」を見ると、「会社の誰もが悪かった」というトーンで貫かれており、山下社長の責任を極力ボカす内容となっている。

さらに、Q氏によれば、「第三者機関」の田中利彦弁護士（元・東京地方検察庁検事）による関係者の事情聴取は、度を越えていると言わざるをえないも

のだった。

国交省からの情報提供も手伝って、事情聴取の対象となる関係者は絞り込まれていた。中でも、隠蔽行為を直接知る立場にあった関係者に対する「取り調べ」は苛烈を極め、聴取は延々3時間にも及ぶこともあった。

情報が社外に流出したルートを探るべく、

「土用ダムに関する議事録メモを誰かに提供した覚えはないか」

「朝日新聞から、いつ頃、どのような内容の取材を受けたか」

と繰り返し訊ねたのだ。これでは、田中弁護士に関心は、事件の本身よりも「内部告発者」にあったと疑われても仕方ない。そんな聴取の模様を知った関係者の中には、田中弁護士の「取り調べ」を拒否する者も出てくる。

このような取り調べは、果たして「第三者機関」の弁護士のやる仕事なのだろうか？ そこで田中弁護士の事務所へ聴取の模様について説明を求めると、「取材のほうはお断り申し上げます」と突っぱねられた。

*

土用ダム「データ捏造&隠蔽」事件では、田中弁護士の「取り調べ」を受けた後、子会社への出向を命じられた中国電力社員がいる。実はこの人物こそ、内部告発をしたその本人だった。

しかし、中国電力は筆者の取材に対し、こう言い切る。

「公益通報者保護法に違反するような事実はありません」

現行の「公益通報者保護法」では、告発したことにより不利益を被ったとしても、本人が労働審判手続を申し立てたり、裁判を起したりしない限り、保護されることも、名誉回復や地位保全がはかられることもない。本人が闘うことを決意しない限り、中国電力が公益通報者保護法違反に問われることもないのである。泣き寝入りしてしまえば、それまでなのだ。

このままでは、今回のような内部告発者が名乗りを上げることが、きつとなくなってしまうだろう。

「国」と「企業」が手を組む瞬間

実は、中国電力が「データ捏造」を隠蔽する直前の1999年の段階で、国交省の前身である建設省は、土用ダムに「問題」が起きていることを知っていた。

現社長の山下氏は当時、隠蔽事件の舞台となった中国電力鳥取支店の支店長だった。その山下支店長の指示のもと、鳥取支店の担当者が、土用ダムを所管する建設省日野川工事事務所の副所長と会い、事情を説明していたのだ。その上で、どう対応したらいいのか相談していた。この会談は、中国電力の子会社に天下ついていた建設省OBがセツトした。

この会談に関し、告発者は「告発文書」の中で次のように書いている。「相談を受けた先方としては困り果て『建設省が報告を受けているデータについては、すべて正規のもの」と理解している。今回のことは聞かなかったものとする。中電は報告したデータに対し責任を持つこと』と言われた。これが先方の精一杯のコメントであったと思われる。

本来、中国電力（山下支店長）がこれを公表しすべての責任を取っていれば、元建設省OBの方、現役の副所長様に心痛を与えずに済んだはずであり、告白者は、未だ慙愧の念に耐えず、後ろめたく心苦しい日々を送っている」（カッコ内は筆者）

ここから伝わってくるのは、相談を受けた建設省副所長氏の「苦悩」である。

彼が、「今回のことは聞かなかったも

のとすゝると言つた裏には、
「公益企業なんだから、国から罰せられる前に自首しなさい」
という意味が込められていたに違いない。

だが、中国電力は事件を隠蔽する道を選んだ。副所長氏も、大企業の中国電力がまさかそんな選択をするとは思つてもみなかっただろう。

しかし、コトは人命にも関わりかねない「ダム安全性」の話である。国交省はなぜ、内部告発があるまで7年間にもわたつて中国電力と山下氏を見逃し続けたのだろうか。

それに加え、法令順守のプロであるはずの「建設省OB」が事件への対処に関わつていながら、違法行為に突き進むとする中国電力に対し、何の歯止めにもなつていない。

捏造が隠蔽された時も、そして内部告発の際にも、中国電力と国交省は連絡を密に取つていた。それでも国交省は、中国電力の違法行為を未然に防ぐことができなかったのである。

ましてや、内部告発があつたことを自ら進んで「犯人」に白状してしまつたことに至つては、告発者への裏切り以外の何ものでもない。

内部告発者探しは
どこから始まつたのか

最大の問題は、告発事実のリークが誰の指示によつて行なわれたのか——である。内部告発は、東京の国交省本省に届いてた。国交省・中国地方整備局の担当官が、自分の判断でそれを取り寄せ、内容を勝手に中国電力に知らせたとは到底考えられない。

当時の中国地方整備局で、責任者である局長を務めていたのは、現在、国交省本省の河川局長である**甲村謙友氏**だ。仮に中国電力へのリークが甲村氏の指揮のもと、行なわれていたのだと

すると、それこそ、中国地方整備局をあげて国家公務員法100条（守秘義務）違反を犯したことになる。

筆者は甲村局長に説明を求めたが、結局、応じてくれたのは、前出の同省河川局・池田課長補佐だった。
「告発を受けて、中国電力に何のお話もしないほうがよかつたのかというところ、決してそうではないと思います」

——中国電力に話をする前に、内部告発をもとに事実かどうかを独自で調査すればよかつたんです。

「その時、中国電力の担当者は『公益通報者保護法の趣旨は十分理解している』と言つていたそうです」

——一体、中国地方整備局の担当官は何をしに行ったんでしょう？

「まったく根拠のない話であれば、こっちが責められるわけですから。こっちが正しいという自信も根拠もないし」

——こういう話が検察に提供されたら、検察はこんな「直球」は投げませんよ。

「そこはすみません。そう言われると……」

——言葉はきついでですけど、間抜けだなと。

「その辺はちよつと、痛いなと思ひます」
——なぜ、内部告発があつたことを中国電力に教えたのか、その理由を甲村局長自身にお聞きしたいんです。

「私ではダメなんでしょうか？」

一向にらちが明かないので、甲村局長宛てに質問項目をFAXすることにした。

数日後、再び池田課長補佐を通じて回答が来た。

「当時、中国地方整備局で職員が中国電力に調査を申し入れた業務は、当時の局長の了解に基づくものだったのかという話ですが、もちろん内部で局長に上げておりました。適切と思つて対処しているということです」

——では、甲村局長はご存じであったと？

「はい、そうです」

*

国交省の犯した罪は重い。

そもそも告発者は国交省にとつて、電力会社の違法行為を取り締まるきっかけをつくってくれた大恩人でもある。しかし国交省は、その恩を仇で返したのだ。

土用ダムには「品質保証書」がないのも同然だった。そして、そんな不良品を作っておいていけしやあしやあとしていたのが、中国電力の山下社長なのだ。その最高責任者は今もお、社長の座にある。

一方、自分の会社に法を守らせるべく告発した通報者は「左遷」され、泣き寝入りを強いられている。一体、誰が反省し、何が改まったというのだろうか？

「未来の告発者たち」は、事件の結末がどうなるのかをじっと注視している。

配信元・ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇一郎

URL : <http://www.rupoken.jp/>